○環境省告示第六十四号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第十五条の四の四第一項の産業廃棄物の無害化処理に係る認定の申請があったので、同条第三項において準用する第十五条第四項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十九年八月十日

環境大臣　中川　雅治

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

イ　氏名又は名称　エコシステム千葉株式会社

ロ　住所　千葉県袖ケ浦市長浦拓一号一―五十一

ハ　代表者の氏名　代表取締役　渡辺　堅治

二　無害化処理の用に供する施設の設置の場所

千葉県袖ケ浦市長浦拓壱号三十番二、三十番三及び三十番四

三　無害化処理の用に供する施設の種類

廃ポリ塩化ビフェニル等、ポリ塩化ビフェニル汚染物又はポリ塩化ビフェニル処理物の焼却施設

四　無害化処理の用に供する施設において処理する産業廃棄物の種類

イ　廃ポリ塩化ビフェニル等のうち、次に掲げるもの

(1)　電気機器又はＯＦケーブル（ポリ塩化ビフェニルを絶縁材料として使用した電気機器又はＯＦケーブルを除く。）に使用された絶縁油であって、微量のポリ塩化ビフェニルによって汚染されたもの（以下「微量ポリ塩化ビフェニル汚染絶縁油」という。）が廃棄物となったもの

(2)　ポリ塩化ビフェニルの濃度が廃ポリ塩化ビフェニル等一キログラムにつき五千ミリグラム以下のもの（(1)に掲げるものを除く。）

ロ　ポリ塩化ビフェニル汚染物のうち、次に掲げるもの

(1)　微量ポリ塩化ビフェニル汚染絶縁油が塗布され、染み込み、付着し、又は封入されたものが廃棄物となったもの

(2)　汚泥、紙くず、木くず又は繊維くずのうち、当該汚泥、紙くず、木くず又は繊維くずに塗布され、又は染み込んだポリ塩化ビフェニルの量が汚泥、紙くず、木くず又は繊維くず一キログラムにつき五千ミリグラム以下のもの（(1)に掲げるものを除く。）

(3)　廃プラスチック類のうち、当該廃プラスチック類に付着し、又は封入されているポリ塩化ビフェニルの量が廃プラスチック類一キログラムにつき五千ミリグラム以下のもの（(1)に掲げるものを除く。）

(4)　金属くず、陶磁器くず又は工作物の新築、改築若しくは除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物（以下「金属くず等」という。）のうち、当該金属くず等に付着し、又は封入されているポリ塩化ビフェニルの量が金属くず等に付着し、又は封入されている物一キログラムにつき五千ミリグラム以下のもの（(1)に掲げるものを除く。）

ハ　ポリ塩化ビフェニル処理物のうち、次に掲げるもの

(1)　イ(1)又はロ(1)に掲げる廃棄物を処分するために処理したもの

(2)　廃油のうち、当該廃油に含まれるポリ塩化ビフェニルの量が廃油一キログラムにつき五千ミリグラム以下のもの（(1)に掲げるものを除く。）

(3)　汚泥、紙くず、木くず又は繊維くずのうち、当該汚泥、紙くず、木くず又は繊維くずに含まれるポリ塩化ビフェニルの量が汚泥、紙くず、木くず又は繊維くず一キログラムにつき五千ミリグラム以下のもの（(1)に掲げるものを除く。）

(4)　廃プラスチック類のうち、当該廃プラスチック類に付着しているポリ塩化ビフェニルの量が廃プラスチック類一キログラムにつき五千ミリグラム以下のもの（(1)に掲げるものを除く。）

(5)　金属くず等のうち、当該金属くず等に付着しているポリ塩化ビフェニルの量が金属くず等に付着している物一キログラムにつき五千ミリグラム以下のもの（(1)に掲げるものを除く。）

五　申請年月日

平成二十九年六月八日

六　縦覧場所

イ　環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課

ロ　関東地方環境事務所廃棄物・リサイクル対策課

ハ　千葉県環境生活部廃棄物指導課

二　袖ケ浦市市政情報室

ホ　袖ケ浦市環境経済部廃棄物対策課

○関東信越厚生局告示第十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定に基づき、指定医療機関として平成二十九年八月一日付けで次の医療機関を指定したので、同法第五十五条の三第一号の規定に基づき告示する。

平成二十九年八月十日

関東信越厚生局長　北島　智子

名称	所在地
自衛隊中央病院	東京都世田谷区池尻一丁目二番四十四号

○北陸地方整備局告示第六十号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年八月十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年八月十日

北陸地方整備局長　小俣　篤

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　百六十号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
七尾市庵町七尋山七八番一から同市庵町七尋山八〇番一まで	前	二九・六五～三九・六〇メートル	二〇〇・〇五〇キロメートル
	後	三七・七〇～六四・五二メートル	〇・〇五〇キロメートル

(四)　図面縦覧場所　北陸地方整備局及び同局金沢河川国道事務所

○近畿地方整備局告示第百四十六号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年八月十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年八月十日

近畿地方整備局長　池田　豊人

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　四十二号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
和歌山県東牟婁郡太地町大字森浦字下地一四一番一から同町大字森浦字下地一六七番三まで	前	九・三〇～一二・七七メートル	〇・二五一キロメートル
	後	一一・六一～六七・六五メートル	〇・二五一キロメートル

(四)　図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局紀南河川国道事務所

○近畿地方整備局告示第百四十七号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年八月十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年八月十日

近畿地方整備局長　池田　豊人

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
四十二号	和歌山県東牟婁郡太地町大字森浦字下地一四一番一三から同町大字森浦字下地一五五番二まで	近畿地方整備局及び同局紀南河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十九年八月十一日